

岡山県外国人介護人材獲得強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着の促進を図るため、予算の範囲内において、県内の外国人介護人材の受入事業所等（受入れ予定を含む）を運営する法人（以下「事業者」という。）に対し、岡山県外国人介護人材獲得強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、同一関係ではない2事業者以上により構成されたグループ（以下「法人グループ」という。）を交付対象とする。

ただし、法人グループ内に海外現地での採用活動を行ったことのある事業者が1事業者及び海外現地での採用活動を行ったことのない事業者が1事業者以上あること。

2 海外現地での採用活動を行ったことのある事業者を代表事業者（以下「申請代表者」という。）とする。

3 補助金の申請等の手続きは申請代表者が行い、補助金は申請代表者に交付するものとする。

(交付の事業内容)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、法人グループが行う以下の事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、(3)の事業は必須とする。

(1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を行う。

(2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

海外現地の学校や送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を実施するとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

(3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での学生等向け説明会の開催や現地での求人募集等を行う。

(4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から2月28日までとする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に第2欄に定める補助率を乗じて得た

額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。なお、複数の都道府県で事業所等を運営する事業者が本事業を申請する場合等には、補助の重複がないよう、按分処理等を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の補助上限額は1事業者当たり50万円、1法人グループ当たり100万円とする。

（補助金の交付申請）

第5条 申請代表者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 法人グループ情報（様式第1-1号）
 - (2) 事業者情報（様式第1-2号）
 - (3) 同意書（様式第1-3号）
 - (4) 補助金所要額調書（様式第2号）
 - (5) 事業計画書（様式第3号）
 - (6) 歳入歳出予算（見込）書抄本
 - (7) 完納証明書（県が発行する県税の滞納がないことを証する書類）
 - (8) 暴力団排除に関する誓約書
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、これを行うことができない。
 - (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

第6条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地を調査し、適当であると認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽易な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) この補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後から5年間保管しておかなければならない。
- (5) 事業実施主体は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、事業実施主体が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（決定の通知）

第8条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合は、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の申請をした者が、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

（変更等の承認）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が、規則第10条の規定により補助事業等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（軽易な変更）

第11条 規則第10条ただし書に規定する知事が別に定める軽易な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の総額の20パーセント以内での、各経費間の変更

(2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額

（状況報告）

第12条 申請代表者は、知事が別に定めるところにより、補助事業の実施状況を知事に報告しなければならない。

（指示）

第13条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し必要な指示をすることができる。

2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類をすみやかに知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 申請代表者は、補助事業を完了したとき(廃止又は中止の承認を受けたときを含む。)は、その完了の日から起算して30日以内、又は補助金の交付の決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 補助金精算額調書(様式第7号)

(2) 事業実績書(様式第8号)

(3) 納品書、請求書及び領収書等の支払い額及び支払日が確認できる書類の写し

(4) 歳入歳出決算書抄本

(5) 事業実施状況の記録(写真等)

(6) その他知事が必要と認める書類

(補助金等の額の確定等)

第15条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書(様式第6号)を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請代表者に通知するものとする。

(補助金等の支払)

第16条 知事は、前条の規定による補助金等の額の確定後補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえて補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、申請代表者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額をこえて補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 19 条 申請代表者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合は、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.05 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 申請代表者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 知事は、前 2 項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（理由の提示）

第 20 条 知事は、第 12 条第 1 項の規定により指示を行うとき、第 16 条第 1 項の規定により措置命令を行うとき又は第 17 条第 1 項の規定により決定の取消しを行うときは、当該申請代表者等に対してその理由を示さなければならない。

（事業内容の公表）

第 21 条 知事は、補助事業の概要、成果その他適当と認める事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により公表することができる。

2 法人グループは、事業内容の公表に協力しなければならない。

（情報提供等）

第 22 条 法人グループは、補助事業実施の翌年度から 5 年間が経過するまでの間外国人介護人材受入関係の情報提供に協力しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表

1 対象経費	2 補助率
補助事業の実施に必要な次に掲げる経費	3/4
ア 報酬	
イ 報償費	
ウ 旅費	
エ 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費）	
オ 会議費	
カ 役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）	
キ 委託料	
ク 使用料及び賃借料	
ケ 負担金	
コ その他知事が認める経費	